

## 書評

# Clifeord G. Christians, Mark Fackler & John P. Ferré *Ethics for Public Communication: Defining Moments in Media History*, Oxford University Press, 2012

塚本 晴二 朗\*

### はじめに

所謂「プレスの社会的責任」は、プレスの自由委員会の『自由で責任あるプレス』によって提起された。そして1956年に刊行された、フレッド・S・シーバート、セオドア・ピータスン、ウィルバー・シュラムらによる『マスコミの自由に関する四理論』で一先ず理論化される。『四理論』は、コミュニケーションの学術的研究とジャーナリズムという専門職の実務との間の知的ギャップを埋めたものとして高く評価され、ベストセラーとなり、たぶん他のいかなるジャーナリズム研究の文献よりも、多くの回数増刷され、多くの言語に翻訳された<sup>(1)</sup>。その結果「社会的責任論」は、1970年代に入る頃には、ジャーナリズムにとって重要な理論となった。

しかし1974年に刊行されたジョン・C・メルルの『自由の命法』において、「社会的責任」の意味の相対的で不明確な点が批判された<sup>(2)</sup>。この批判によって、「社会的責任論」が重要視されなくなったというわけではないが、倫理学としての明確な哲学的基盤を示した反論があったとも言い難い。メルルの批判から約20年経過した1993年にクリフォード・G・クリスチャンズ、マーク・ファックラー、ジョン・P・フェレらの『グッド・ニュース』が、コミュニタリアン・ジャーナリズムという概念によって、ジャーナリストの「社会的責任」を説明した<sup>(3)</sup>。倫理学の見地からすれば、単なるお題目であった「社会的責任論」にやっと魂が宿り、ジャーナリズム倫理学といえるものが確立したのである。

本書は、ジャーナリズム倫理学にとって画期的な文献であった『グッド・ニュース』と、同じ3人の著者によって書かれたものである。先の書がコミュニタリアン・ジャーナリズムの倫理学原理構築のための書であったのに対して、本書は、今日の状況にコミュニタリアン・ジャーナリズムの理論をどのように応用するか、ということができるだろう。我々を取り巻くメディア環境の今日の変化が、我々にどのような影響を及ぼし、どのように対処すべきかを考えるための書である。専門職としてのジャーナリストのみを対象としたものではない。当然本書は、ジャーナリズム倫理学の書ではなく、メディア倫理学あるいはタイトルの通りパブリック・コミュニケーション倫理学の書である。

---

\*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

## 本書の概要

本書はまずイントロダクションで、かつて『グッド・ニュース』で展開された、コミュニタリアン・ジャーナリズムの倫理学原理を確認するところから始まる。イントロダクションではあるが、極めて重要な章である。

まず、「自律 (Autonomy)」と「個人 (Individual)」という言葉に注目し、コミュニタリアニズムの位置づけを行っている。人は18世紀の啓蒙主義以来、自分自身で決定した結果にしたがって生きていく自律的な個人と想定され、自由は人類たり得るための不可譲の要素であると考えられてきた。メディアの発達にあてはめて考えると、印刷物が多くの人々に読まれるようになる以前は、知識や技術は徒弟制度的な関係を通じて学ばれた。知識や技術は、他者が自分に教えてくれた結果である、と理解されていた。しかし印刷物が普及し独学が可能になると、紙の上の言葉だけをみて、自分が読んだ情報の著者を度外視するようになり、自身が自律的存在であるという幻影によって己惚れるようになった。コミュニタリアンはこのような幻影のための解毒剤であり、個人の権利の政治学の代わりに共通善の倫理学を促進する。なぜならば、個々人のアイデンティティは、生まれる前から存在しているコミュニティの価値によって確立されるのであって、個人が先に存在していたわけではない。社会的な規範の基盤となるものは、個人の権利ではなく、コミュニティの共通善なのである、としている。

次に、西洋の主流の倫理学であった、徳・功利・義務の三つの倫理学に言及して、新たな倫理学原理の必要性を説いている。

徳倫理学は道徳的な人格と行為を検討するものである。しかしそれゆえ個人的な動機付けを過大視するが、メディアの倫理学としては、組織的な強制を無視して個人的な動機付けのみ重点を置くのは無理がある、としている。

功利主義は最大多数の最大幸福によって道徳的行為を判断する。それは多様な社会にあっても、魅力的な指針であったが、最大多数の最大幸福というのは行為の結果であって、功利主義はその結果を正確に評価することを前提としたものである。日々の出来事を扱う上に、長期的なものも含まれるメディアにとって、選択の結果は不鮮明な場合が多い、としている。

義務倫理学はカントに代表されるような、人間は道徳的命法に従って生きる義務がある、というもので、都合や状況の変化で容易に合理化される主観的なアプローチの克服を可能にする。故に、いかなる場合にも良い記事を手に入れるためのプレスによる欺瞞、製品を売るための広告業者による欺瞞、不誠実な広報等は受け入れられない。しかしこのような原理は、今日必要とされる国境を越えた異文化間のメディア倫理学には不適當とされ、今や多様なコミュニティの道徳的判断に関する知的帝国主義とさえ考えられる。義務倫理学における道徳的存在とは、想定されたような普遍的な個人ではなく、欧米等の特定の時空間によって定義された合理的個人にすぎない、としている。

次にコミュニタリアニズムの位置づけに移る。高速な電子技術の登場等によるメディアのグローバル化は、メディア倫理学を国際的な視野に適合すべきものにした。コミュニタリアニズムは、このような新しい時代のための倫理学である、とする。道徳的価値は、コミュニティを通じて展開する。故に、善悪の判断とはコミュニティ同士が共に世界についての真実であると信じるものである。それは対話において発見される。ネル・ノディングズは、フェミニズムの倫理学の立場から、

一定の原理から論理的に善を引き出す倫理学を否定し、アラスデア・マッキンタイアは、人間がどのようにコミュニティにおいて生活を解釈するかに根ざした道徳哲学を主張した。しかしまた、コミュニタリアニズムは、徳倫理学におけるアリストテレスの「実践的知性」、功利主義におけるミルの「多数者の暴虐」、義務倫理学におけるカントの「人間性の原理」等をふまえ、東西南北のグローバルな文化に共通する、新しい古典理論である。本書において原理とは形而上学的所与ではなく、人間存在の前提である、としている。

第1章以下の事例を扱って学ぶ趣旨としては、三つの目的をあげている。第1に、道徳的ミニマリズムへの挑戦である。倫理学など学ばなくても、善悪の判断などつくと思っている人は多いが、人間は相互性の中に存在しているのであり、そうしたことを理解する時、道徳的成長に繋がる。第2に、道徳的無関心への挑戦である。寛容は美德であるが、今日他人の道徳的価値観に干渉するな、という意味に拡大されている。しかしそれは、紛争を減らし避けるという名目で他者から自身を切り離すという、無関心になり得る。本書は隣人に対する攻撃や個人的な価値に関する不当な要求ではない、道徳的洞察の枠組みを作る方法を提示する。第3に、技術主義への挑戦である。メディアは技術の向上と共に、産業的な能率等を中心とする技術主義に陥りがちである。しかし、コミュニケーションは、単なる情報の移動ではなく、シンボル作成を通じての人間の文化の維持刷新である、としている。

イントロダクションとエピローグの間には15の事例がある。第1章から第15章は、5章分ずつ3部に分けられている。第1部が報道 (News)、第2部が唱道 (Advocacy)、第3部が娯楽 (Entertainment) となっている。

各章の事例研究は、最初の4分の1が事例の概要等でしめられている。残りの部分は事例の文脈をふまえて、倫理学を中心として、コミュニタリアニズムの観点から考察をしている。本書の主要な立場は、メディアがコミュニティのためにどのようなことができるかである。したがって、「ジャーナリズムとは何か」とか「娯楽や広告の送り手も専門職か」というようなアプローチはみられない。本書の著者3人のこれまでの研究を考えると、意外ではある。しかし、それだけ「パブリック・コミュニケーション」というものの範囲と、そのための倫理学、ということにこだわっているということだろう。

また事例の対象が、放送ジャーナリズムのパイオニアであるエドワード R. マローをはじめとする個人であることも注目される。組織や集団が対象となっているのは、15事例のうちアルジャジーラ英語放送等を扱った4事例のみである。コミュニタリアニズムが、決して集団主義ではなく、メディアをコミュニティのためのものにしていく担い手は、あくまでも個人であるということを前面に出している、といえるだろう。

エピローグでは、三点を強調して終わっている。第1点は Mutuality である。クリスチャンズがコミュニタリアン・ジャーナリズムの理論を展開する上で非常に重要視する概念である。倫理規範とは、コミュニティ内の人と人との相互関係から成り立つという考え方の中心となる概念である。筆者は今のところ「相互性」という訳語を使っているが、最近和辻倫理学の「間柄」という訳があてはめられるかどうか考えているところである。和辻の概念は縦の関係が中心のように思えるので、主に横の関係のことであろう Mutuality とは相容れないような気もするが、社会的な文脈の中で、人間の相互関係を考えるという時に、「間柄」という概念が使えるような気もするのである。

第2点は Oral Culture である。これは本書の著者達の研究には、あまりみられなかった概念である。簡単にいえば、コミュニティの Mutuality の向上のためには、直接的な口頭での対話が大切だということである。本書における「パブリック・コミュニケーション」という概念は、インターネット等の新しい通信手段の登場により生まれてきた概念である。この新しい手段が、コミュニティの直接的対話を促し、共通善へと繋げていくこと、それが「パブリック・コミュニケーション」の倫理だということである。

第3点は Universals である。筆者は「普遍性」という訳語をつけている概念で、これもクリスチャンズが、ジャーナリズム倫理学と展開する上で、非常に重要視した概念である。つまり、倫理学である以上、普遍性は大前提であるべきで、ポスト・モダンの時代においても、人間が本質的に所有する倫理的な価値観は存在するはずである、ということである。これまでのクリスチャンズの論理展開では、ポスト・モダニズムの相対主義批判から、普遍性を主張するのだが、本書ではそうになってない。相対主義批判がないわけではないが、それよりも人間の本質としての倫理的判断を強調している。

## おわりに

既述の通り、本書はジャーナリズム倫理学に限定した書ではない。しかし『グッド・ニュース』を理論編とし、本書を実践編とすることによって、コミュニタリアン・ジャーナリズム倫理学は完成したといえる。そういう意味で、本書もジャーナリズム倫理学の記念碑的な文献である。

ただタイトルの「パブリック・コミュニケーション」という概念が重要であることはいうまでもない。1対多のマス・コミュニケーションというものによって規定されていた社会的なコミュニケーションの状況が、インターネット等の新しいメディア、あるいは通信手段によって、本書でいうパブリック・コミュニケーションというものに移行したことによって、コミュニケーションの倫理学がその姿を変えようとしている、というのが本書の前提である。1対多のコミュニケーションが社会的なコミュニケーションの主流であった状況が、再びパーソナルなコミュニケーションを可能にしつつある状況を、まさにコミュニタリアニズム倫理学が規範理論の主流となるべき状況と捉えているのである。

## 註

- (1) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle, and White, Robert A. (2009) *Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press. pp.3-4.
- (2) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy*. New York: Freedom House. pp.81-94.
- (3) Christians, Clifford G., Ferré, John P., & Fackler, P. Mark (1993). *Good News: Social Ethics & the Press*. New York: Oxford University Press. pp.32-34.